

議案第14号

境港管理組合同規約の一部変更に関し島根県と協議することについて

次のとおり境港管理組合同規約の一部を変更することに関し島根県と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

境港管理組合同規約の一部を変更する規約

境港管理組合同規約の一部を次のように変更する。

次の表の変更後の欄中下線が引かれた部分を加える。

変 更 後	変 更 前
<p>(その他)</p> <p>第18条 組合は、前条第2項第1号の規定によりそれぞれの県が経費を負担した施設（国直轄事業による施設及び地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第37条第7号の港湾整備事業に係る施設を除く。）より生ずる収入を、当該経費を負担した県に還付するものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>第18条 組合は、前条第2項第1号の規定によりそれぞれの県が経費を負担した施設（国直轄事業による施設を除く。）より生ずる収入を、当該経費を負担した県に還付するものとする。</p>

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。